

重要

公印省略

7私第2908号
令和8年3月5日

私立幼稚園設置者 殿
私立幼稚園長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課長

こども性暴力防止法に基づく今後の事務手続及び

GビズIDの取得について（依頼）

このことについて、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が、本年12月25日に施行されます。

学校設置者等につきましては、同法第4条において、教員等の犯罪事実確認などの措置が義務化され、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる環境を整える必要があります。

また、施行後の同法に基づく全ての事務手続は、「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」を通じて行うこととなります。

このシステムの利用登録には「GビズID」が必要となるため、下記のとおり、IDの取得申請をすみやかに行っていただくようお願いします。

記

1 依頼内容

GビズIDにはプライムとメンバーの2種類があります。

まずは設置者による（1）プライムの取得が必要です。（全設置者必須）

その後、代表者以外が利用する必要がある場合は（2）メンバーのIDを取得してください。

(1) 学校設置者としてのGビズID（プライム）の取得

GビズID（プライム）は、設置者の代表者に発行するアカウントで、法人代表者（理事長など）や個人立幼稚園の設置者本人しか取得できません。

本年4月に、こども性暴力防止法のシステムの一括登録手続きが開始されますので、4月までに確実にGビズID（プライム）の取得がなされるよう、速やかにプライムの取得申請の手続きをしていただくようお願いいたします。

※通常であれば、2週間程度で発行可能ですが、4月頃は、申請から取得まで、通常よりも時間がかかることが想定されます。

(2) 管理者又は利用者としてのGビズID（メンバー）の取得

代表者以外の実務担当者も各種手続きを行うことができるよう、子アカウントとして、GビズID（メンバー）が取得可能です。

代表者以外が犯罪事実確認書の交付申請等の実務を担う場合はこのGビズID（メンバー）の取得を行ってください。

また、メンバーには、プライムと同等の権限を付与することも可能で、当該権限を付与されたメンバーは第一管理者と呼ばれ、プライム及び第一管理者は、システムを通じて他のメンバーに権限の設定ができます。

プライムを所有する代表者自身がシステムのアカウント発行や権限設定などの作業を担うことが難しい場合は、必要に応じて、メンバー（第一管理者）を設定してください。

【GビズID取得申請方法等】

GビズIDの取得方法は、デジタル庁Webサイトに掲載されているマニュアルや解説動画等を参照し、申請をお願いします。

- ・ GビズID取得申請サイト <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・ GビズID（プライム）申請マニュアル
https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_corporation.pdf
- ・ GビズID（メンバー）申請マニュアル
https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

2 GビズID取得期限

GビズID（プライム）申請： 令和8年3月31日（火）まで
申請後、私学振興課へメールでご一報ください。

（メール：shigaku-dai2@pref.fukuoka.lg.jp）

※ 必ず3月中に申請を行ってください。申請後、通常でも発行に2週間かかりますが、4月は申請が集中するため、より長く時間が掛かります。

※ プライム発行後、必要に応じてGビズID（メンバー）を申請してください。

3 システムの利用に向けた今後の流れ

- ① GビズID（プライム）の取得（令和8年4月末頃まで）
 - ・学校設置者は、デジタル庁にGビズID（プライム）を申請し発行。
 - ・GビズID（プライム）の発行後、必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を登録する。GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を取得した者が、異動した場合には、変更手続きを行う。
 - ・学校設置者は、同一法人内の園・学校に対して、取得したGビズID（プライム）（必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者）））の情報（氏名とメールアドレス）を共有する。

- ② 事業者情報の登録（令和8年4月～6月：約3か月）※別途依頼予定。
 - ・各園・学校は、学校設置者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

- ③ 権限設定準備（令和8年11月～12月上旬）
 - ・システムで設定されている権限（全ての権限／犯歴の確認ができる権限／権限の設定ができる権限／事務のみができる権限等）を、いずれの従事者に設定するかを検討する。

- ④ 権限設定（令和8年12月中旬にシステム暫定稼働）
 - ・こども家庭庁から②で登録したGビズID（プライム）及びGビズID（メンバー（第一管理者））のメールアドレス宛に、システムのログイン先情報が通知される。
 - ・学校設置者は、GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を用いて、システムにログインし、権限の設定を行う。

- ⑤ 犯罪事実確認の申請（令和8年12月25日～）
 - ・法施行日以降、システムを通じて、犯罪事実確認の申請等を行う。

※ 本通知についてご不明点等がある場合は、担当まで電子メールによりお問い合わせください。

（お問合せ）

私学振興課

幼稚園・専修各種学校係

平野、卜部（うらべ）、幸（ゆき）、伊藤

メール：shigaku-dai2@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092-643-3130